

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成31年1月23日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であり、本件処分を変更して2度で認定すべきと主張している。

今回の判定は、請求人の知的障害の状態とかけ離れていると感じ、関係者に相談したところ、請求人の通学している特別支援学校の担任、進路担当及び就職内定先の責任者の全員から、4度の判定は実

態とかい離していて、不相当との意見をいただいた。先生方から、請求人が社会から4度の人間として認知、判断されるのは、請求人にとって負担が大きいとのご指摘でした。

母としても、同感であり、今回のテストは別にして、今までの発達テストの結果が示す通り、3歳級や4歳級でも間違えるレベルで、IQが40台前半の中度～重度の知的障害であることは明白です。

日常生活においても、幼少の頃から状況は変わらず、依然として善悪の判断、生活上の危険度の判断力は乏しく、常に見張っていないと、生死にかかわる重大な過ちや犯罪をおかしかねない状況です。

また、〇〇区の担当者から電話をいただき、ここ10年以上、2度から4度に変更になった事例はないそうです。

請求人は長年にわたり障害の程度が変化せず、今後も変化しないとの見通しのもとに東京都から支給されていた、特別児童扶養手当の有期認定も解除されました。よって、今回の判定とは矛盾しており、本件処分は受け入れ難い。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 6月10日	諮問
令和 元年 7月25日	審議（第35回第1部会）
令和 元年 7月29日	処分庁へ調査照会
令和 元年 8月 6日	処分庁から回答を収受
令和 元年 8月19日	審議（第36回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都営7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都営9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。
- (5) 都営12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ55と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に該当する4度と記載されている。

イ 「知的能力」について

知能検査で4度域のIQがあり、小学校高学年程度の漢字が読め、四則計算が可能であった。頼まれた品物を単独で買いに行くことも可能であり、また、初めての場所でも目的地の最寄駅まで向かうことができるという。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

民間企業（障害枠）に就労が内定し、平成31年4月以降は〇〇業務に従事する予定であることを確認している。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

エ 「社会性」について

初対面の面接者に対し、丁寧な言葉遣いで穏やかな対応が可能であった。また、LINE等を介した友人とのやり取りも可能である。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

時に理解が不十分で質問とずれた回答となることもみられたが、疎通は悪くなく多語文でスムーズな会話が可能であった。就職先の業務内容についても詳細に説明することができた。ま

た、漢字混じりの文章の書き取りも正確にできた。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

現時点で健康であり、通院服薬等はしていないことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

キ 「日常行動」について

日常で大きな問題はないとの陳述があったことから、「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

寒暖調整など声かけが必要な事柄もあるが、入浴、洗面、排泄等は自立しており、食事も自分で買って食べる事等が可能である。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目の全てが4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA18 MA8:9 IQ55 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「社会経験を積み適応力を高めていくことが望まれる。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分は違法、不当であるなどと主張している。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(5)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「4度（軽度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならな

い。

なお、請求人は、〇〇区の担当者から、ここ10年以上、手帳の度数が2度から4度に変更された事例はないと言われているとして、本件処分には問題があると主張しているようである。しかし、仮に、〇〇区の職員からそのような発言があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とならないことは明らかである。

また、この点について、処分庁に対し、行政不服審査法74条に基づき調査を行ったところ、以下の回答を得た。

「発達期（18歳未満）は心身共に成長過程にあるため、身体の発育状況や知的な発達状況、また日常生活や集団場面での適応状況等は変化していく。知的発達の遅れが認められる者であっても、発達段階に合った働きかけや療育、教育等により適切な刺激を受けることで、個々人なりの伸びが期待される。また、その伸びについては個人差がある。そのため、愛の手帳交付要綱では、愛の手帳の交付を受けた者は、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、更新の申請をしなければならないとしている。これは、発達段階毎の対象者の状況の変化を確認し、その時点での対象者の状況の変化に即したサービスの提供につなげるという意味を持つ。（中略）本件においては、6歳（小学校入学）及び12歳（中学校入学）という節目の時期（所属集団の変化した時期）における年齢更新を行っておらず、このようなケースでは、結果的に18歳に達した時点での更新（いわゆる成人更新）において程度変化の幅が大きくなることは十分起こり得ることであり、2度から4度への程度変更も発生しうる。」

上記の回答は、その内容に照らして、合理的なものであると認められる。

したがって、請求人の上記主張には、理由がない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)